機能ID	中項目	機能名称	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考	適合基準日
0370246	7.8 財産調査	各種照会等作成	金融機関等への照会について、金融機関×行政機関の情報連携検討会で定義する電子照会用フォーマット（必須項目、任意項目）及び電子照会サービスを提供している事業者が独自で定めている項目をもとに、照会に必要なデータを出力できること。 また、回答を電子データで一括して取り込むことができること。 照会対象者、回答を出力できること。	実装必須機能	※本要件については、団体の人口規模や組織体制に応じて機能の実装状況にかなりの差異があること等を勘案し、当分の間、【標準オプション機能】へと緩和して位置付ける。ただし、当該取扱いは、あくまで標準準拠システムへの移行期における過渡的なものと整理しており、今後、標準準拠システムの開発・導入状況や地方団体の意見等を踏まえながら、解消を図っていく予定である。		令和8年4月1日
0370161	7.8 財産調査	各種照会等作成	他機関からの実態調査の照会に対し、回答書を出力できること。システムで保持している項目は自動作成されること。ただし、項目を指定して出力を制御できること	実装必須機能			令和8年4月1日
0370162	7.8 財産調査	回答情報の管理	各調査書・照会書・申請書から得られた回答情報の管理ができること。 財産は債権・不動産・自動車等、動産・無体財産・振替社債等・その他の区分と、詳細（例：債権の場合預貯金、給与、保険等）の管理ができること。 回答先を登録する際、マスタから選択できること。	実装必須機能			令和8年4月1日
0370163	7.9 滞納処分	財産・権利者情報管理	処分財産の管理及び権利者情報（債権の場合は第三債務者、無体財産の場合は第三債務者等、後発の執行機関、抵当権者等）の管理ができること。 また、処分財産、権利者情報の文章について、編集機能を有すること。 処分財産を基に、滞納処分ができること。 預貯金の第三債務者を管理する際は、金融機関マスタから登録できること。	実装必須機能			令和8年4月1日
0370164	7.9 滞納処分	滞納処分管理	滞納処分情報の管理ができること。	実装必須機能			令和8年4月1日
0370165	7.9 滞納処分	滞納処分管理	各滞納処分の解除情報を管理できること。滞納処分執行した財産について、滞納処分の一部解除（返金に伴う一部解除等）が可能であること。	実装必須機能			令和8年4月1日
0370166	7.9 滞納処分	滞納処分管理	共有、連帯納付の滞納期別を記載できること。その旨を滞納処分における未納明細上に記載できること。	実装必須機能	・未納明細内に個人分期別と共有分期別の両方が記載されている場合は、共有分期別の課税情報欄に共有者●名と表示する		令和8年4月1日
0370167	7.9 滞納処分	滞納処分管理	差押については、履行期限を編集できること	実装必須機能			令和8年4月1日
0370168	7.9 滞納処分	滞納処分管理	指定する管理番号で、滞納処分情報を管理し、出力できること。	実装必須機能			令和8年4月1日
0370169	7.9 滞納処分	滞納処分管理	納期限、法定納期限等を参照し、滞納処分帳票の未納明細に出力できること。また任意で変更できること。	実装必須機能	・「変更」とは、暫定的な変更でなく、変更後の値が保持されることを示す		令和8年4月1日
0370170	7.9 滞納処分	滞納処分管理	交付要求執行機関情報を管理し、任意に選択できること。 滞納処分の停止中の期別に対しても交付要求、参加差押できること。	実装必須機能			令和8年4月1日
0370171	7.9 滞納処分	滞納処分管理	破産手続における交付要求データ選択画面での期別選択時、システム側にて自動的に各期別明細の情報を判断し、債権種別の区分（破産法に基づく財団債権／優先的破産債権／劣後的破産債権）、破産情報を管理できること。 延滞金端数については、法令どおりとすること。 なお、破産事件における破産管財人又は破産裁判所あての交付要求書の延滞金は1円単位までの記載であること。	実装必須機能	・交付要求情報の管理の仕方について、財団債権／破産債権を個別に管理することも妨げない。		令和8年4月1日
0370172	7.9 滞納処分	滞納処分管理	交付要求時に、国税徴収法、滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律の区分を選択することにより、自動的に文言が帳票に反映できること。	実装必須機能	・税務業務の収納を管理する場合は必須		令和8年4月1日